

財務省関税局長 田村 義雄

構造改革特別区域法の適用開始について

地方公共団体から内閣総理大臣に認定の申請があった構造改革特別区域計画については、平成15年4月14日、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号。以下「特区法」という。）第4条第9項の規定及び同法附則第3条の規定に基づき、当該計画に係る特例措置についての同意要請が内閣総理大臣から財務大臣あてにあり、同月16日、財務大臣が内閣総理大臣あて同意の回答を行い、同月21日に内閣総理大臣により認定が行われる予定である。

については、構造改革特別区域（以下「特区」という。）をその管轄区域に含む税関においては、当該特区における特例措置の適用開始のため、下記の通り作業を進められたい。

記

1. 認定予定状況（税関関連）

申請主体名	構造改革特別区域の名称	特定事業の名称	
千葉県	国際空港特区	701 703	臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業 民間事業者等による総合保税地域における一団の土地等の所有又は管理事業
東京都	国際港湾特区	701 702	臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業 税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業
横浜市	国際物流特区	701 702	臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業 税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業
静岡県	国際港湾交流特区	701 702	臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業 税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業
名古屋港管理組合	名古屋港産業ハブ特区	701 702	臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業 税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業
三重県・四日市市・四日市港管理組合	技術集積活用型産業再生特区	701 702	臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業 税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業
大阪府	国際交流特区	701	臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業
大阪市	国際交易特区	701 702	臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業 税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業
神戸市	国際みなと経済特区	701 702	臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業 税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業
下関市	下関市・東アジアロジスティック特区	701	臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業
北九州市	北九州市国際物流特区	701 702	臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業 税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業
福岡県・福岡市	福岡アジアビジネス特区	701 702	臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業 税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業

2. 臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業（701）

臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業については、平成15年4月21日17時より実施することとするので、各税関においては臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業のために必要な体制を整えるとともに、職員及び一般利用者への周知の徹底を図ること。

事務の取扱いの詳細については別途指示する。

3. 税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業（702）

（1）当面の対応

通関体制の試行を実施している官署

現在、認定された特区内において通関体制の試行を実施している官署の執務時間外の通関体制については、4月21日より、当面、現在（試行延長後）の体制により対応すること。

通関体制の試行を実施していない官署

現在、通関体制の試行を実施していない官署であって、認定された特区内に所在するものの執務時間外の通関体制については、5月26日より当面の対応が可能となるよう、職員を常駐させる時間帯について地方公共団体と協議を進め、早急にその整備を図ること。

（2）本格的な対応

今後の特区に対する対応は、地方公共団体と、職員を常駐させる時間帯を含む具体的協議を進め、通関体制の本格的な整備の検討と併せて執務時間外の通関体制の整備を図ること。

4. 民間事業者等による総合保税地域における一団の土地等の所有又は管理事業（703）

民間事業者等による総合保税地域における一団の土地等の所有又は管理事業については、今後、地方公共団体（千葉県）において事業実施主体を特定し、認定の日から1年以内に事業が着手される予定であるところ、管轄の税関においては、地方公共団体等の関係者と所要の連絡調整を行うこと。